

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成28年9月9日（金）

（案件名）

- ・ 平成28年度国の予算等貸付金債に係る同意等について（決裁案件）
（根拠法令は別紙）

担 当

自治財政局地方債課

佐藤課長補佐（内23473）

平成28年度国の予算等貸付金債に係る同意又は許可について

1 事業内容

国の予算又は政府関係機関等から地方公共団体に対して貸付けられる貸付金には、中小企業高度化資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、これらを総称して国の予算等貸付金債と呼んでいる。

これら国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法等に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であり、地方債として処理する必要があるもの。

2 同意等方針

平成28年度地方債同意等基準運用要綱第五の六の2により、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意又は許可を行う。

3 地方債計画及び同意等額

(1) 通常収支分

(単位：億円)

区分		地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	計画残額
計		302	292	82	374	▲72
内訳	都道府県・指定都市分	—	286	71	357	—
	市町村・特別区分	—	7	11	18	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※ 既同意等額には届出分（8月分まで）を含む。

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

(単位：億円)

区分		地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	計画残額
計		15	—	—	—	15
内訳	都道府県・指定都市分	—	—	—	—	—
	市町村・特別区分	—	—	—	—	—

(参考) 事業区分

(1) 通常収支分

(単位: 億円、%)

	H28 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
中小企業高度化資金貸付金	93	259	31	290	311.7
土地区画整理組合等貸付金	2	—	1	1	45.0
母子父子寡婦福祉資金貸付金	44	3	9	11	26.1
災害援護資金貸付金	2	—	—	—	—
都市開発資金貸付金	17	—	17	17	97.9
市街地再開発組合等貸付金	21	21	—	21	102.0
有料道路整備資金貸付金	—	—	—	—	—
埠頭整備等資金貸付金	74	—	4	4	5.3
公害防止資金貸付金	5	—	—	—	—
農業災害補償資金貸付金	—	—	—	—	—
木材産業等高度化推進資金貸付金	8	9	0	9	112.3
沿道整備資金貸付金	—	—	—	—	—
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	1	—	—	—	—
農地保有合理化促進対策資金貸付金	—	—	—	—	—
就農支援資金貸付金	—	—	—	—	—
日本政策金融公庫資金貸付金	30	1	20	21	70.0
連続立体交差資金貸付金	1	—	—	—	—
都市環境維持・改善事業資金貸付金	1	—	—	—	—
地域商店街活性化高度化資金貸付金	—	—	—	—	—
電線敷設工事資金貸付金	3	—	—	—	—
合 計	302	292	82	374	123.9

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※ 既同意等額には届出分(8月分まで)を含む。

(2) 東日本大震災分(復旧・復興事業)

	H28 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
災害援護資金貸付金	15	—	—	—	—
合 計	15	—	—	—	—

4 今後のスケジュール

国の予算等貸付金債については、平成28年度地方債同意等基準第二の三の1の(3)により、個別協議によるものとされており、本年度については9月(今回分)と2月の同意を予定している。

平成28年度 国の予算等貸付金債協議等に係る同意等額（第1回定例協議分）

（単位：千円）

	都道府県 指定都市	市町村 特別区	合計	
1	北海道	1,428,600	357,900	1,786,500
2	青森県		7,700	7,700
3	岩手県		42,700	42,700
4	宮城県	75,000	18,400	93,400
5	秋田県		9,300	9,300
6	山形県			
7	福島県	181,000		181,000
8	茨城県			
9	栃木県			
10	群馬県			
11	埼玉県			
12	千葉県			
13	東京都			
14	神奈川県	336,000		336,000
15	新潟県	636,481		636,481
16	富山県		4,900	4,900
17	石川県	17,000	42,000	59,000
18	福井県		14,800	14,800
19	山梨県			
20	長野県	45,000	4,000	49,000
21	岐阜県		16,400	16,400
22	静岡県	917,920		917,920
23	愛知県			
24	三重県		4,300	4,300
25	滋賀県		2,009	2,009
26	京都府			
27	大阪府	1,100,000	44,690	1,144,690
28	兵庫県			
29	奈良県	169,800		169,800
30	和歌山県	20,000		20,000
31	鳥取県		4,500	4,500
32	島根県	100,410	48,800	149,210
33	岡山県			
34	広島県		35,300	35,300
35	山口県	75,000	55,800	130,800
36	徳島県			
37	香川県	32,000		32,000
38	愛媛県			
39	高知県		5,000	5,000
40	福岡県			
41	佐賀県	50,000		50,000
42	長崎県		3,000	3,000
43	熊本県		9,800	9,800
44	大分県	30,000		30,000
45	宮崎県			
46	鹿児島県	42,400		42,400
47	沖縄県		20,000	20,000
48	札幌市			
49	仙台市	9,700		9,700
50	さいたま市			
51	千葉市	63,217		63,217
52	横浜市	1,168,000		1,168,000
53	川崎市			
54	相模原市			
55	新潟市			
56	静岡市			
57	浜松市			
58	名古屋市	743,000		743,000
59	京都市			
60	大阪市			
61	堺市			
62	神戸市			
63	岡山市			
64	広島市			
65	北九州			
66	福岡市	18,000		18,000
67	熊本市			
68	特別区			
69	名古屋港管理組合	180,000		180,000
	合計	7,102,528	1,087,299	8,189,827

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

平成28年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額①)

(単位:千円)

	中小企業高度化資金貸付金			土地区画整理組合等貸付金			母子父子寡婦福祉資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1	北海道	300,000		300,000					
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県	75,000		75,000					
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	149,000		149,000					
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	500,000		500,000			83,081		83,081
16	富山県							4,900	4,900
17	石川県						13,000		13,000
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	735,920		735,920	20,000		124,000		124,000
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県							2,009	2,009
26	京都府								
27	大阪府	1,100,000		1,100,000				44,690	44,690
28	兵庫県								
29	奈良県	150,000		150,000			17,400		17,400
30	和歌山県						20,000		20,000
31	鳥取県								
32	島根県						100,410		100,410
33	岡山県								
34	広島県							22,400	22,400
35	山口県	75,000		75,000					
36	徳島県								
37	香川県						32,000		32,000
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県	50,000		50,000					
42	長崎県							3,000	3,000
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県				20,000		20,000		
48	札幌市								
49	仙台市								
50	さいたま市								
51	千葉市						63,217		63,217
52	横浜市								
53	川崎市								
54	相模原市								
55	新潟市								
56	静岡市								
57	浜松市								
58	名古屋市				50,000		362,000		362,000
59	京都市								
60	大阪市								
61	堺市								
62	神戸市								
63	岡山市								
64	広島市								
65	北九州市								
66	福岡市								
67	熊本市								
68	特別区								
69	名古屋港管理組合								
	計	3,134,920		3,134,920	70,000	20,000	90,000	815,108	892,107

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

平成28年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額②)

(単位:千円)

	都市開発資金貸付金			埠頭整備等資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道						
2 青森県						
3 岩手県						
4 宮城県						
5 秋田県						
6 山形県						
7 福島県						
8 茨城県						
9 栃木県						
10 群馬県						
11 埼玉県						
12 千葉県						
13 東京都						
14 神奈川県		336,000	336,000			
15 新潟県						
16 富山県						
17 石川県		42,000	42,000			
18 福井県						
19 山梨県						
20 長野県						
21 岐阜県						
22 静岡県						
23 愛知県						
24 三重県						
25 滋賀県						
26 京都府						
27 大阪府						
28 兵庫県						
29 奈良県						
30 和歌山県						
31 鳥取県						
32 島根県						
33 岡山県						
34 広島県						
35 山口県						
36 徳島県						
37 香川県						
38 愛媛県						
39 高知県						
40 福岡県						
41 佐賀県						
42 長崎県						
43 熊本県						
44 大分県						
45 宮崎県						
46 鹿児島県						
47 沖縄県						
48 札幌市						
49 仙台市						
50 さいたま市						
51 千葉市						
52 横浜市	955,000		955,000	213,000		213,000
53 川崎市						
54 相模原市						
55 新潟市						
56 静岡市						
57 浜松市						
58 名古屋市	331,000		331,000			
59 京都市						
60 大阪市						
61 堺市						
62 神戸市						
63 岡山市						
64 広島市						
65 北九州市						
66 福岡市						
67 熊本市						
68 特別区						
69 名古屋港管理組合				180,000		180,000
計	1,286,000	378,000	1,664,000	393,000		393,000

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

平成28年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額③)

(単位:千円)

	木材産業等高度化推進資金貸付金			日本政策金融公庫資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道				1,128,600	357,900	1,486,500
2 青森県					7,700	7,700
3 岩手県					42,700	42,700
4 宮城県					18,400	18,400
5 秋田県					9,300	9,300
6 山形県						
7 福島県				32,000		32,000
8 茨城県						
9 栃木県						
10 群馬県						
11 埼玉県						
12 千葉県						
13 東京都						
14 神奈川県						
15 新潟県	43,000		43,000	10,400		10,400
16 富山県						
17 石川県				4,000		4,000
18 福井県					14,800	14,800
19 山梨県						
20 長野県				45,000	4,000	49,000
21 岐阜県					16,400	16,400
22 静岡県				38,000		38,000
23 愛知県						
24 三重県					4,300	4,300
25 滋賀県						
26 京都府						
27 大阪府						
28 兵庫県						
29 奈良県				2,400		2,400
30 和歌山県						
31 鳥取県					4,500	4,500
32 島根県					48,800	48,800
33 岡山県						
34 広島県					12,900	12,900
35 山口県					55,800	55,800
36 徳島県						
37 香川県						
38 愛媛県						
39 高知県					5,000	5,000
40 福岡県						
41 佐賀県						
42 長崎県						
43 熊本県					9,800	9,800
44 大分県				30,000		30,000
45 宮崎県						
46 鹿児島県				42,400		42,400
47 沖縄県						
48 札幌市						
49 仙台市				9,700		9,700
50 さいたま市						
51 千葉市						
52 横浜市						
53 川崎市						
54 相模原市						
55 新潟市						
56 静岡市						
57 浜松市						
58 名古屋市						
59 京都市						
60 大阪市						
61 堺市						
62 神戸市						
63 岡山市						
64 広島市						
65 北九州市						
66 福岡市				18,000		18,000
67 熊本市						
68 特別区						
69 名古屋港管理組合						
計	43,000		43,000	1,360,500	612,300	1,972,800

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

国の予算等貸付金の概要

区分	貸付機関	対象団体	国等から地方公共団体への貸付条件等				地方公共団体からの貸付条件等				
			利率 (年利)	償還期間 (据置期間)	償還方法	貸付割合	貸付対象者	貸付対象費用	貸付割合	利率 (年利)	保証人等
中小企業高度化資金貸付金 転貸	独立行政法人中小企業 基盤整備機構	地方公共団体	無利子 又は 0.80%	20年以内 (5年又は 3年以内)	元金均等(半)年賦	貸付対象事業に応じて、異なる (事業費の64%、72%等)	【高度化融資事業】 中小企業者、事業協同組合、商店街振興組合等	土地、建物、設備等の整備に要する資 金	事業費の80%又は90%	無利子 又は 0.65%	担保又は保証人が必要
土地区画整理組合等貸付金 転貸	国土交通省	地方公共団体	無利子	8年以内 (6年以内)	元金均等半年賦	地方公共団体が貸し付ける額の1 /2以内	土地区画整理組合、個人旅行者、区画整理会社等	土地区画整理事業に要する費用 (事業資金貸付)	事業費の1/2以内	無利子	担保又は保証人が必要
			無利子	25年以内 (10年以内)	元金均等半年賦	地方公共団体が貸し付ける額の1 /2以内	保留地管理法人、区画整理会社	保留地の取得に要する費用 (保留地取得資金貸付)	事業費の1/2以内	無利子	担保又は保証人が必要
母子父子寡婦福祉資金貸付金 転貸	厚生労働省	都道府県 指定都市 中核市	無利子	特別会計の剰余金が一定額を超える場合に償還		都道府県等が貸付金の財源として 特別会計に繰り入れる金額の 2倍相当額	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者、配 偶者のない男子で現に児童を扶養している者、配偶 者のない女子であって、かつて母子家庭の母であっ た者等	事業の開始又は継続に必要な資金、 児童の就学に必要な資金等	資金の種類に応じて貸付限 度額あり	無利子 又は 1.5%	無利子の場合は、保証人が必要
都市開発資金貸付金	国土交通省	地方公共団体	0.10%	10年以内 (4年以内)	元金均等半年賦	限度額なし	【貸付対象費用】 下記に掲げる用地の先行取得に必要な費用 ①都市施設用地：人口集中の著しい大都市等の秩序ある発展のために整備されるべき都市構成上重要な幹線道路網を構成する道路、公園、緑地等 ②都市機能更新用地：都市機能を維持増進するための計画的に整備改善を図る必要がある市街地の区域内にあって、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できる もの				
埠頭整備等資金貸付金 転貸	国土交通省	港湾管理者 (地方公共団体)	無利子	20年以内 (3年又は 5年以内)	元金均等半年賦	資金の種類に応じて貸付限度額 あり	コンテナ埠頭会社、外資埠頭会社、フェリー埠頭公 社等、第3セクターのマリーナ株式会社、港湾運営 会社、民間事業者	港湾施設、国際戦略港湾近傍の流通 加工機能を持つ倉庫施設の建設又は 改良、民有護岸等の改良に要する費 用	資金の種類に応じて貸付限 度額あり	無利子	
木材産業等高度化推進資金貸付金 転貸	独立行政法人 農林漁業信用基金	都道府県	1.00%	5年以内 (1年以内)	満期一括 又は 割賦償還	林業経営改善計画等で承認した 額	都道府県は、基金からの借入金及びこれと同額の自 己資金を金融機関に預託し、金融機関はこれを原資 の一部として、合理化計画等の認定を受けた者に低 利で貸し付け	認定計画の実施に要する費用	林業経営改善計画等に計上 した都道府県負担額と基金 からの借入額の合計額	1.00% 以内	
日本政策金融公庫資金貸付金	株式会社 日本政策金融公庫 (地方公共団体金融機 構へ委託)	地方公共団体	無利子 又は 0.95%	30年以内 (20年以内)	元金均等年賦 又は 元利均等年賦	限度額なし	【貸付対象費用】 1. 公有林造林資金：人工植栽、天然林改良、森林の保育・保護・保全等の育林、造林用附帯施設の設置又は改良等 2. 公有分収林取得資金：分収育(造)林契約による樹木の取得に要する費用 3. 公有牧野資金：公有牧野の造成、改良又は保全及び牧野の管理経営上必要な施設の整備に要する費用				

根拠条文

(1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

1～10（略）

11 総務大臣は、第一項に規定する協議における**総務大臣の同意**並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

2～3（略）

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが**標準税率未満である地方公共団体**（第一項各号に掲げるものを除く。）は、**第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、**又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の**許可を受けなければならない。**この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5～6（略）

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の**総務大臣の許可**並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

(2) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 **法第五条の三第一項**の規定による協議は、**第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にする**ものとする。

一 都道府県若しくは**地方自治法**（昭和二十二年法律第六十七号）**第二百五十二条の十九第一項**の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 **都道府県知事は、**法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第三条～第二十条（略）

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、**第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。**

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第二十二條～第二十九條（略）

（決算未提出期間における起債の協議等についての特例）

第三十條 [地方自治法第二百三十三條第一項](#) の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における[法第五條の三](#) 及び[第五條の四](#) の規定並びに[第二十二條](#) の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五條の三第三項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
	連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五條の四第一項第一号	前條第四項第二号	当該年度の前年度の前條第四項第二号
法第五條の四第一項第二号	前條第四項第一号	当該年度の前年度の前條第四項第一号
第二十二條	前年度	前々年度

（3）平成28年度同意等基準運用要綱（平成28年4月1日総務副大臣通知）（抄）

第五 その他の留意事項

六 国の予算等貸付金債

1 （略）

2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続と同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。